

別記1 もじやこをとることを目的とする中型まき網漁業
及びもじやこ漁業における制限措置

知事許可漁業の種類	漁業種類	許可等をるべき船舶等の数	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を営む者の資格
中型まき網漁業	もじやこまき網漁業	25 隻	10 t未満	西宇和郡伊方町佐田岬灯台中心点と大分県関崎灯台中心点とを結んだ直線以南の宇和海 ただし、西宇和郡伊方町佐田岬灯台中心点と大分県関崎灯台中心点とを結んだ直線と西宇和郡伊方町童子鼻と大分県高島東端とを結んだ直線との間の宇和海を除く。	1. 1～12. 31	西宇和郡伊方町、八幡浜市、西予市、宇和島市又は南宇和郡愛南町に漁業根拠地を有する者(宇和海に限る。)
もじやこ漁業	もじやこすくい網漁業	25 隻	5 t以上 10 t未満	西宇和郡伊方町佐田岬灯台中心点と大分県関崎灯台中心点とを結んだ直線以南の宇和海 ただし、西宇和郡伊方町佐田岬灯台中心点と大分県関崎灯台中心点とを結んだ直線と西宇和郡伊方町童子鼻と大分県高島東端とを結んだ直線との間の宇和海を除く。	1. 1～12. 31	西宇和郡伊方町、八幡浜市、西予市、宇和島市又は南宇和郡愛南町に漁業根拠地を有する者(宇和海に限る。)
	もじやこまき網漁業及びもじやこすくい網漁業	25 隻	5 t未満	西宇和郡伊方町佐田岬灯台中心点と大分県関崎灯台中心点とを結んだ直線以南の宇和海 ただし、西宇和郡伊方町佐田岬灯台中心点と大分県関崎灯台中心点とを結んだ直線と西宇和郡伊方町童子鼻と大分県高島東端とを結んだ直線との間の宇和海を除く。	1. 1～12. 31	西宇和郡伊方町、八幡浜市、西予市、宇和島市又は南宇和郡愛南町に漁業根拠地を有する者(宇和海に限る。)

備考 知事許可漁業を営む者の資格において漁業根拠地を市町名としている場合は、当該市町に位置するそれぞれの漁業根拠地を示すものとする。